

東京都市計画都市高速鉄道の変更

東京都市計画都市高速鉄道のうち、第8号線本線を次のように変更する。

1 線路部分

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	第8号線 本線	練馬区練馬一丁目	江東区新木場一丁目	練馬区小竹町二丁目 豊島区西池袋一丁目 文京区大塚五丁目 新宿区神楽坂一丁目 千代田区九段北四丁目 千代田区永田町一丁目 千代田区有楽町一丁目 中央区銀座一丁目 中央区新富二丁目 江東区豊洲二丁目	約24,100m			線路線数2 ただし、小竹向原～池袋間は4
	内訳	練馬区練馬一丁目 練馬区桜台四丁目	練馬区桜台四丁目 江東区辰巳三丁目	練馬区小竹町二丁目 豊島区西池袋一丁目 文京区大塚五丁目 新宿区神楽坂一丁目 千代田区九段北四丁目 千代田区永田町一丁目 千代田区有楽町一丁目 中央区銀座一丁目 中央区新富二丁目 江東区豊洲二丁目	約410m 約22,190m	嵩上式 地下式		
		江東区新木場一丁目	江東区新木場一丁目		約1,090m	嵩上式		

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	内訳	練馬区桜台四丁目 江東区辰巳三丁目	練馬区桜台四丁目 江東区新木場一丁目		約 4 1 0 m	地表式		
	第 8 号線 分岐線	板橋区成増一丁目	練馬区小竹町二丁目	板橋区赤塚二丁目 練馬区氷川台三丁目	約 6 , 3 7 0 m	地下式		線路線数 2
	第 8 号線 分岐線	練馬区中村北四丁目	文京区音羽二丁目	練馬区豊玉北五丁目 中野区江原町三丁目 豊島区南長崎一丁目 豊島区目白三丁目	約 9 , 6 0 0 m	地下式		線路線数 2
	第 8 号線 分岐線	江東区豊洲五丁目	江東区住吉二丁目	江東区枝川二丁目 江東区東陽三丁目 江東区千石二丁目	約 4 , 8 6 0 m	地下式		線路線数 2
その他		豊島区西池袋一丁目地内において、立体的な範囲を定める。(面積約 1 1 0 m ² を対象)						

「区域、立体的な範囲及び構造は、計画図表示のとおり」

2 主要施設

名 称			位 置	備 考
番号	路 線 名	施 設 名		
	第8号線 本線	練馬駅 新桜台駅 小竹向原駅 千川駅 要町駅 池袋駅 東池袋駅 護国寺駅 江戸川橋駅 飯田橋駅 市ヶ谷駅 麴町駅 永田町駅 桜田門駅 有楽町駅 銀座一丁目駅 新富町駅 月島駅 豊洲駅 辰巳駅 新木場駅	練馬区練馬一丁目 練馬区栄町 練馬区小竹町二丁目 豊島区要町三丁目 豊島区要町一丁目 豊島区西池袋一丁目 豊島区東池袋四丁目 文京区大塚五丁目 文京区関口一丁目 新宿区神楽坂一丁目 千代田区九段北四丁目 千代田区九段北三丁目 千代田区永田町一丁目 千代田区霞ヶ関二丁目 千代田区有楽町一丁目 中央区銀座一丁目 中央区新富二丁目 中央区佃二丁目 江東区豊洲二丁目 江東区辰巳一丁目 江東区新木場一丁目	約 8, 400 m ² 約 3, 300 m ² 約 11, 100 m ² 約 5, 300 m ² 約 5, 100 m ² 約 16, 200 m ² 約 3, 300 m ² 約 3, 800 m ² 約 3, 400 m ² 約 3, 800 m ² 約 4, 200 m ² 約 2, 900 m ² 約 4, 200 m ² 約 3, 800 m ² 約 3, 500 m ² 約 3, 800 m ² 約 4, 700 m ² 約 3, 600 m ² 約 9, 200 m ² 約 3, 600 m ² 約 4, 000 m ²
	第8号線 分岐線	地下鉄成増駅 地下鉄赤塚駅 平和台駅 氷川台駅	板橋区成増一丁目 板橋区赤塚二丁目 練馬区平和台四丁目 練馬区氷川台三丁目	約 3, 700 m ² 約 3, 500 m ² 約 3, 000 m ² 約 3, 800 m ²

名 称			位 置	備 考
番号	路 線 名	施 設 名		
	第8号線 分岐線	中村橋駅 練馬駅 豊玉駅 南長崎駅 落合駅 目白駅 雑司が谷駅 護国寺駅	練馬区中村北四丁目 練馬区豊玉北五丁目 練馬区豊玉北一丁目 豊島区南長崎四丁目 豊島区南長崎一丁目 豊島区目白三丁目 豊島区高田一丁目 文京区音羽二丁目	約 3, 8 0 0 m ² 約 3, 8 0 0 m ² 約 3, 7 0 0 m ² 約 3, 7 0 0 m ² 約 3, 7 0 0 m ² 約 3, 8 0 0 m ² 約 3, 7 0 0 m ² 約 4, 8 0 0 m ²
	第8号線 分岐線	枝川駅 東陽町駅 千石駅	江東区枝川二丁目 江東区東陽三丁目 江東区千石二丁目	約 4, 2 0 0 m ² 約 4, 0 0 0 m ² 約 3, 6 0 0 m ²
		新木場車庫	江東区新木場四丁目	約 1 5 0, 6 0 0 m ²

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由

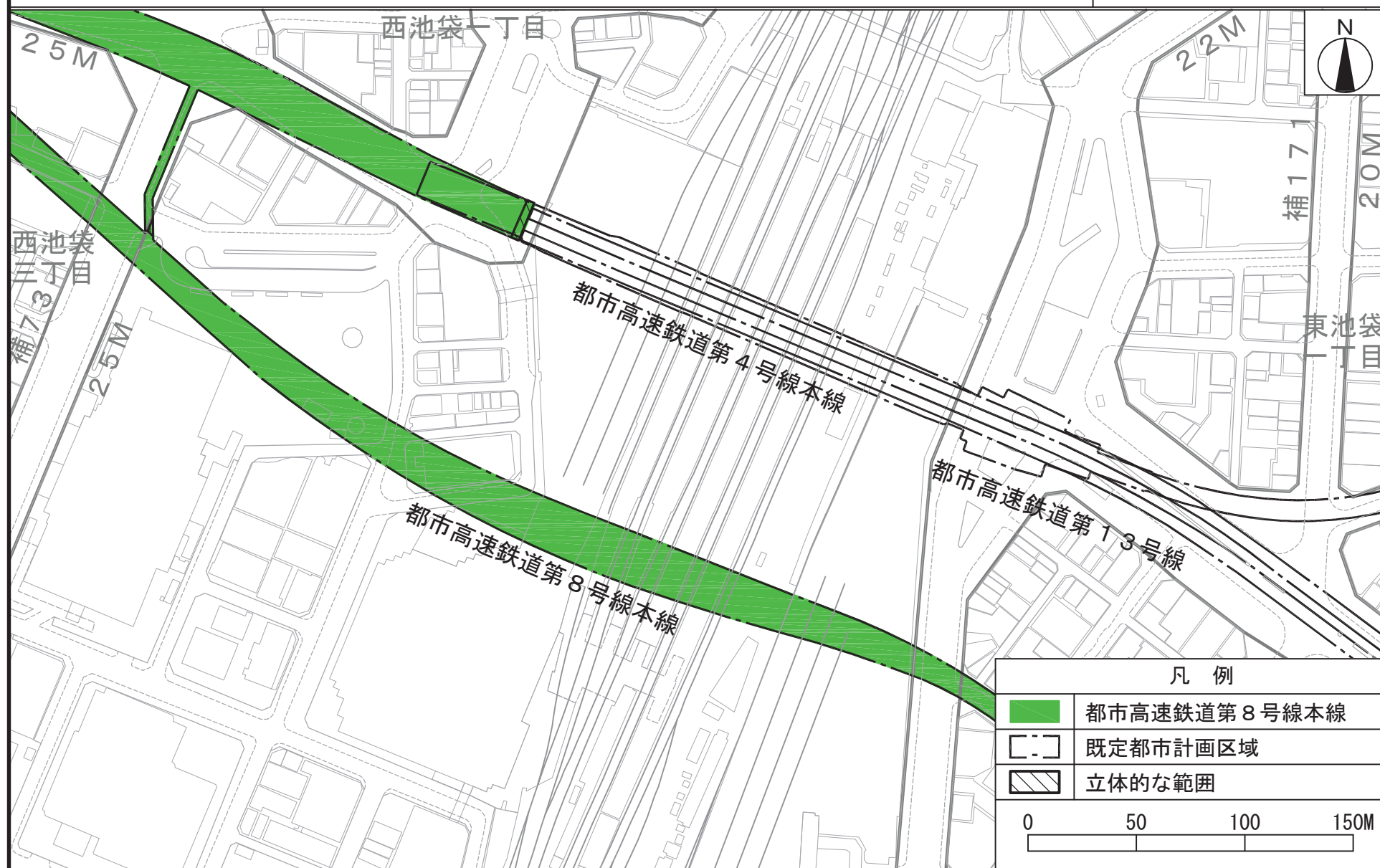
豊島区西池袋一丁目地内において、都市高速鉄道第8号線の区域を施設建築敷地を含む池袋駅西口地区第一種市街地再開発事業が予定されている。

市街地再開発事業の事業計画において、都市高速鉄道が存するように定め、その機能を保全するため、施設建築敷地内の都市高速鉄道第8号線の区域について、立体的な範囲を都市計画として定めるものである。

変 更 概 要

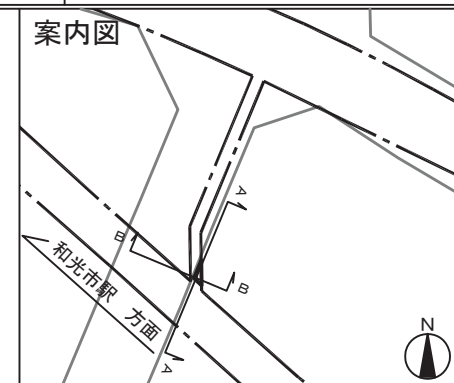
名 称	変更区間・位置	変 更 事 項
第8号線 本線	豊島区西池袋一丁目	立体的な範囲の設定（面積約 1 1 0 m ² （豊島区西池袋一丁目地内））

東京都市計画都市高速鉄道第8号線本線 計画図 1

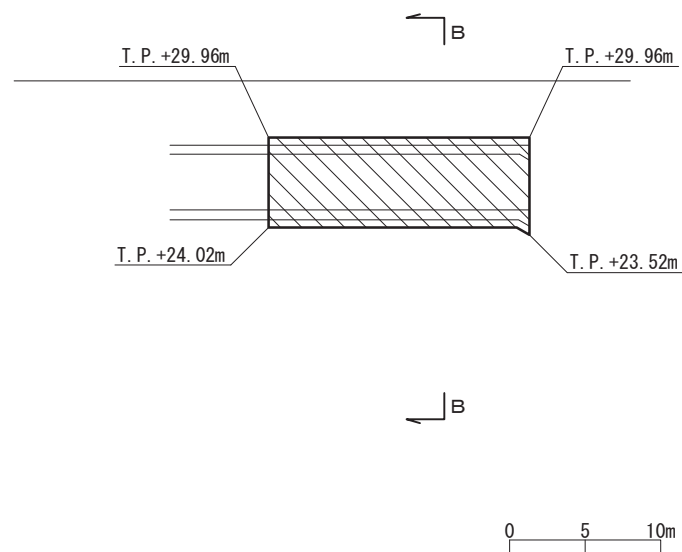


「この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（4都市基交第1108号-2）して作成したものである。無断複製を禁ずる」
 「（承認番号）4都市基街都第257号、令和5年1月5日」「（承認番号）4都市基交都第61号、令和5年1月5日」

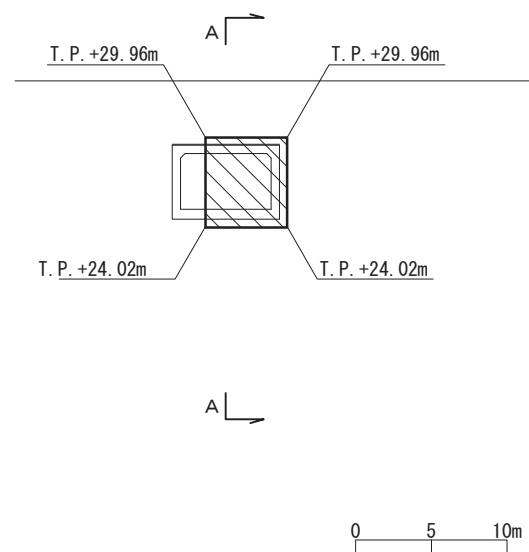
東京都市計画都市高速鉄道第8号線本線 計画図2



縦断面図
A-A断面図



横断面図
B-B断面図



凡 例

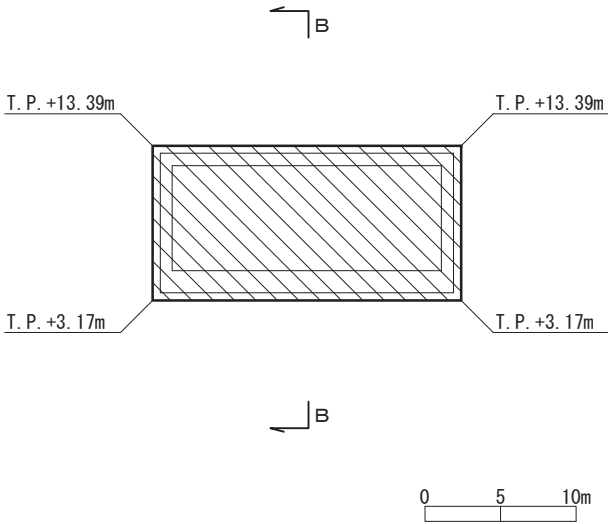


立体的な範囲

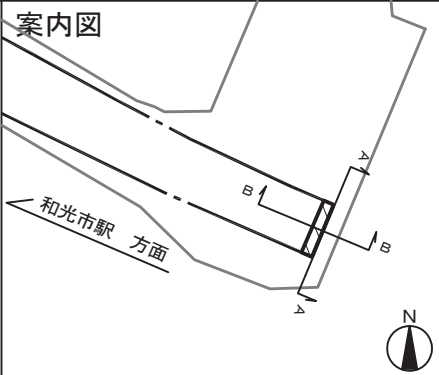
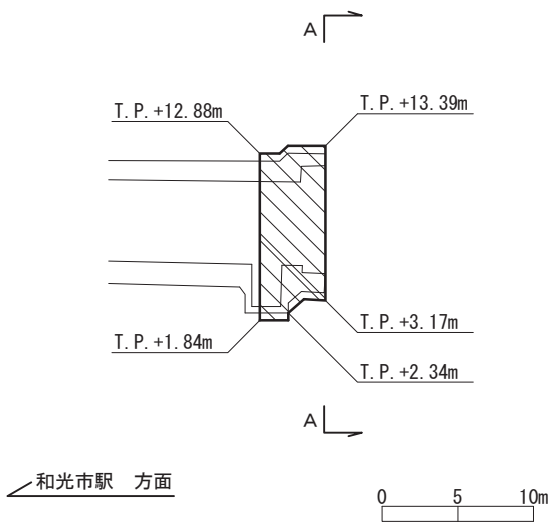
「この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（4都市基交第1108号-2）して作成したものである。無断複製を禁ずる」
 「（承認番号）4都市基街都第257号、令和5年1月5日」「（承認番号）4都市基交都第61号、令和5年1月5日」

東京都市計画都市高速鉄道第8号線本線 計画図3

横断面図
A-A断面図



縦断面図
B-B断面図



凡 例	
	立体的な範囲

「この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（4都市基交第1108号-2）して作成したものである。無断複製を禁ずる」
「（承認番号）4都市基街都第257号、令和5年1月5日」「（承認番号）4都市基交都第61号、令和5年1月5日」

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画都市高速鉄道第8号線本線

2 理由

都市高速鉄道第8号線は地下鉄成増駅から小竹向原駅、池袋駅を経て、新木場駅に至る区間は東京メトロ有楽町線として、練馬駅から小竹向原駅に至る区間は西武有楽町線として開業しており、東京圏の鉄道ネットワークを構成する重要な路線の一つである。

豊島区西池袋一丁目地内において、都市高速鉄道第8号線本線の区域を施設建築敷地に含む池袋駅西口地区第一市街地再開発事業が予定されている。

市街地再開発事業の事業計画において、都市高速鉄道が存するよう定め、その機能を保全するため、施設建築敷地内の都市高速鉄道第8号線本線の区域について、立体的な範囲を都市計画として定めるものである。

上記の市街地再開発事業は、国際競争力強化に資する取組として、国家戦略都市計画建築物等整備事業に定める予定であり、都市高速鉄道第8号線本線の変更についても、併せて同事業に定めるものである。